

支援の認定申請手順等について

支援の認定を希望する動物保護譲渡活動を行う団体や個人は、市に書類を申請し審査を受けなければなりません。保護譲渡活動にお忙しいとは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※市の認定譲渡団体は申請手続きが免除されます。

支援を希望される方は、以下の要件を満たしているかご確認ください。

- ①原則としてさいたま市内に活動拠点があり、非営利であること。
- ②保護・譲渡活動を行う際は、動物の愛護及び管理に関する法律及びさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例等の関係法令を遵守していること。また、その活動場所の近隣住民の理解を得て実施していること。
- ③保護活動を実施する施設は、犬猫等を適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境を損なう恐れのないものであること。
- ④犬猫等を譲渡する際の条件に、適正飼養、終生飼養及び健康と安全の保持、かつ犬では狂犬病予防法に基づく登録と予防注射の実施、猫では室内飼養及び不妊去勢措置の実施を課していること。
- ⑤譲渡にあたっては、犬猫等の病歴の有無や特性等を新たな飼い主に説明し、その承諾を得ていること。

具体的な申請の流れについて

I 窓口申請

「譲渡活動支援認定申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、①～⑦の書類を添付してください。

また、⑧⑨の書類は申請時に窓口にご持参ください。⑧⑨については、職員が窓口で確認後、（必要に応じてコピーをとり）その場でお返しします。

- ①団体規約書 ②団体役員(会員)名簿 ③活動概要書 ④主たる活動地域の場所を示すもの
- ⑤譲渡方法説明書 ⑥譲受希望者に提供する書類一式（譲渡条件説明書など）
- ⑦譲受希望者から提出させる書類一式（誓約書など） ※①②は団体の場合のみ
- ⑧犬猫等の飼養管理に関する手順書【職員閲覧】
- ⑨犬猫等の保護治療履歴に関する書類【職員閲覧】

II センターから通知等を送付

申請後、支援の可否を決定し、「譲渡活動支援可否決定通知書」を送付します。

またあわせて、支援可能と決定させていただいた団体等（譲渡活動支援団体）には、「支援希望内容報告書（様式第3号）」、「譲渡会等実施計画書（様式第5号）」、「譲渡予定動物報告書（様式第6号）」を送付します。

書類到着後、速やかに「支援希望内容報告書（様式第3号）」をご返送（FAX可）ください。

また、譲渡会等の開催を希望する方は、実施予定日の1か月前までに「譲渡会等実施計画書（様式第5号）」を、また予定日の1週間前までに「譲渡予定動物報告書（様式第6号）」を提出してください。

III 支援内容の実施

希望のあった支援内容を実施します。

センターで譲渡会等を開催した場合は、実施後速やかに「譲渡実施報告書（様式第7号）」を提出してください。

問合せ先

さいたま市動物愛護ふれあいセンター（さいたま市桜区神田950-1）

TEL:048-840-4150 FAX:048-840-4159 E-MAIL:dobutsu-aigo@city.saitama.lg.jp